

食品衛生法施行細則及び香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年5月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第36号

食品衛生法施行細則及び香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和32年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 削除	<p><u>(検食の保存)</u> 第3条 条例別表第1の第1の第14号(1)(条例別表第1の2の第1の第11号(1)においてその規定による場合を含む。)の規則で定める場合は、1日に調理し、かつ、提供した料理が30食未満である場合とする。</p> <p><u>(条例第3条第2項の規則で定める事項等)</u> 第3条の2 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 <u>(1) 営業所の名称及び所在地</u> <u>(2) 危害分析・重要管理点方式による衛生管理の開始予定の年月日</u> <u>(3) 対象とする業種又は食品</u> 2 条例第3条第2項による届出には、その者が行おうとする危害分析・重要管理点方式による衛生管理の内容が分かる書類を添えなければならない。</p>
<p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例) 第4条 略 2 次の各号に掲げる営業に係る<u>条例第4条</u>の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略</p> <p>(書類の様式) 第8条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。 (1)～(7) 略</p>	<p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例) 第4条 略 2 次の各号に掲げる営業に係る<u>条例第3条及び第4条</u>の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略</p> <p>(書類の様式) 第8条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。 (1)～(7) 略 <u>(8) 条例第3条第2項の規定による届出に係る書類 危害分析・重要管</u></p>

(8)・(9) 略

別表第1（第4条関係）

理点方式による衛生管理開始届（第9号様式）

(9) 条例第3条第3項の規定による届出に係る書類 危害分析・重要管理点方式による衛生管理変更（廃止）届（第10号様式）

(10)・(11) 略

別表第1（第4条関係）

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準（冰雪製造業については、(1)、(2)及び(6)のみを適用する。）

(1) 自動販売機の内部及びその周辺は、清掃し、常に清潔に保つこと。

(2) 自動販売機の扉は、確実に施錠すること。

(3) 自動販売機内に収納する食品及び収納された食品は、衛生的に保管すること。

(4) 食品の自動販売機内への収納は、調理し、製造し、又は加工した後速やかに行うこと。

(5) 食品を自動販売機内に収納し、若しくは自動販売機内から取り出し、又は廃棄し、若しくは製造者等に返却するときは、営業者又は食品衛生責任者が立ち会い、これらの作業を行った日及びその数量を記録すること。

(6) 飲用に適する水を使用すること。

(7) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)、(3)、(5)及び(6)によること。

(8) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(1)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。

(9) 廃棄物及び排水の取扱いについては、条例別表第1の第1の第6号(2)及び(3)によること。

(10) 食品衛生責任者の設置については、条例別表第1の第1の第7号によること。

(11) 食品等の取扱いについては、条例別表第1の2の第1の第7号(1)及び(3)によること。

(12) 管理運営要領の作成については、条例別表第1の第1の第11号(1)によること。

(13) 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(14) 回収・廃棄については、条例別表第1の第1の第13号によること。

営業施設の基準
略

別表第2（第4条関係）

営業施設の基準
略

別表第3（第4条関係）

(15) 情報の提供については、条例別表第1の第1の第15号によること。

(16) 従事者の衛生管理については、条例別表第1の第2の第1号から第3号まで、第5号及び第6号によること。

(17) 従事者に対する教育訓練については、条例別表第1の第3の第1号によること。

2 営業施設の基準
略

別表第2（第4条関係）

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準

(1) 営業に使用する自動車（以下「営業車」という。）は、毎日清掃し、常に清潔に保つこと。

(2) 営業車は、移動時には閉鎖し、ほこり、昆虫等の侵入を防止すること。

(3) 貯水タンクには、飲用に適する水を十分に確保しておくこと。

(4) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)から(4)までによること。

(5) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(1)から(4)まで、(6)、(7)、(9)及び(10)並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。

(6) 食品等の取扱いについては、条例別表第1の2の第1の第7号によること。

(7) 記録の作成及び保存については、条例別表第1の第1の第12号(1)によること。また、記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(8) 別表第1の第1号(9)、(10)、(12)及び(14)から(17)までによること。

2 営業施設の基準
略

別表第3（第4条関係）

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準

(1) 作業前及び作業終了後は、施設の周囲を清掃すること。

(2) 食品及び器具の保管及び取扱いは、衛生的に行うこと。

(3) 容器は、清潔なものをを用いること。

営業施設の基準
略

別表第4（第4条関係）

- (4) 必要に応じ、使い捨ての手袋を使用すること。
- (5) 冷凍又は冷蔵の必要な食品は、冷凍庫、冷蔵庫又は携帯用クーラーに保管すること。
- (6) 飲用に適する水を使用すること。
- (7) 食品を提供する際には、十分に加熱できていることを確認すること。
- (8) 従事者は、作業開始時、用便後及び作業中において作業内容が変わるときには、その都度手を洗い、手指を常に清潔に保つこと。
- (9) 下痢、腹痛等の症状のある従事者及び手指に傷のある従事者は、直接食品に触れないこと。
- (10) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)及び(4)によること。
- (11) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(3)、(4)、(6)、(7)及び(10)並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。
- (12) 食品等の取扱いについては、条例別表第1の2の第1の第7号(1)から(4)までによること。
- (13) 従事者の衛生管理については、条例別表第1の第2の第1号、第2号及び第6号によること。
- (14) 別表第1の第1号(9)、(10)、(12)、(14)、(15)及び(17)並びに別表第2の第1号(7)によること。

2 営業施設の基準
略

別表第4（第4条関係）

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準

- (1) 施設及びその周辺は、清掃し、常に清潔に保つこと。
- (2) 施設の衛生管理については、条例別表第1の第1の第2号(2)から(7)までによること。
- (3) 食品取扱設備等の衛生管理については、条例別表第1の第1の第3号(1)から(4)まで及び(6)から(10)まで並びに条例別表第1の2の第1の第2号(2)によること。
- (4) 使用水の管理については、条例別表第1の第1の第4号によること。
- (5) ねずみ及び昆虫対策については、条例別表第1の第1の第5号

営業施設の基準
略

(1)によること。

(6) 検食の保存については、条例別表第1の第1の第14号(1)によること。また、当該検食を保存する場合は、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録するよう努めること。

(7) 従事者の衛生管理については、条例別表第1の第2によること。

(8) 別表第1の第1号(9)、(10)、(12)、(14)、(15)及び(17)並びに別表第2の第1号(6)及び(7)によること。

2 営業施設の基準
略

第9号様式 削除

第9号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

危害分析・重要管理点方式による衛生管理開始届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うので、食品衛生法施行条例第3条第2項の規定により届け出ます。

営 業 所 所 在 地	電話番号
(ふ り が な) 営業所の名称、屋号又は商号	
危害分析・重要管理点方式による衛生管理の開始予定年月日	年 月 日
対象とする業種又は食品	(許可番号： 許可年月日：)
備 考	

注 危害分析・重要管理点方式による衛生管理の内容が分かる書類を添付してください。

第10号様式 削除

第10号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

危害分析・重要管理点方式による衛生管理変更（廃止）届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり〔届出事項に変更があつた
（危害分析・重要管理点方式による衛生管理を廃止する）〕ので、食品衛生
法施行条例第3条第3項の規定により届け出ます。

営業所所在地		電話番号
（ふりがな） 営業所の名称、屋号又は商号		
変更（廃止予定）年月日		年 月 日
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
備考		

注1 危害分析・重要管理点方式による衛生管理の内容に変更がある場合は、その変更の内容が分かる書類を添付してください。

2 変更（廃止予定）年月日の欄には、届出事項に変更があつた日又は危害分析・重要管理点方式による衛生管理を用いずに衛生管理を行おうとする日を記入してください。

3 許可営業者については、「営業所所在地」又は「営業所の名称、屋号又は商号」のみの変更である場合には、営業許可申請事項変更届（第8号様式）により届出を行ってください（この届出の必要はありません。）。

(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年香川県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第3条、第4条関係) 1～4 略 <u>5～8</u> 略 別表第4(第4条関係) 1～4 略 <u>5～6</u> 略	別表第2(第3条、第4条関係) 1～4 略 <u>5</u> <u>食品衛生法施行条例(平成12年香川県条例第1号)別表第1の第1の第4号(2)(同条例別表第1の2の第1の第3号(1)及び食品衛生法施行細則(昭和32年香川県規則第40号)別表第4の第1号(4)においてその規定による場合を含む。)</u> <u>6～9</u> 略 別表第4(第4条関係) 1～4 略 <u>5</u> <u>食品衛生法施行条例別表第1の第1の第3号(11)(同条例別表第1の2の第1の第2号(1)においてその規定による場合を含む。)、同条例別表第1の第1の第5号(2)、第10号(3)及び第12号(1)(同条例別表第1の2の第1の第9号(1)においてその規定による場合を含む。)、同条例別表第1の第1の第12号(2)(同条例別表第1の第1の第3号(5)及び第4号(5)に係るものを含み、同条例別表第1の2の第1の第9号(1)においてその規定による場合を含む。)</u> 並びに同条例別表第1の第1の第14号(2)並びに同条例別表第1の2の第1の第4号(2)及び第9号(2)(食品衛生法施行細則別表第1から別表第4までの規定においてこの5に掲げる規定による場合を含む。) <u>6～7</u> 略

附 則

- この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 次の各号に掲げる規定は、食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年香川県条例第10号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の食品衛生法施行条例(平成12年香川県条例第1号)第3条、第5条、別表第1及び別表第1の2の規定の適用については、なおその効力を有する。
 - 第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則第3条、第3条の2、第4条第2項、第8条及び別表第1から別表第4まで
 - 第2条の規定による改正前の香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第2及び別表第4